

毎週水曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

監査公告 監査公告

監査公告第九十九号
地方自治法第百九十九条第三項の規定に基き昭和二十七年度にかかる左記各處の定期監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年九月十六日

鳥取県監査委員 岸本政嘉
同 加藤定治
同 角田健太郎

監査概況

経営傳習農場 昭和二十八年五月二十日監査

監査委員 岸本政嘉
同 木南貞治

一 本場は昭和四年山陰国民高等学校として農村中堅人物養成の目的をもつて発足以来四回名称が變つたがそれぞ時代の要請に応じ昭和二十四年農業改良助長法に基く施設として再發足し現在に至つているが終局的な目的は農村中堅人物の養成にあり基本方針理念は從

監査執行個所	執行年月日
経営傳習農場	昭和二十八年五月二十日
水産試驗場	年五月二十二日
種畜場	年七月十五日
農業試驗場	年七月二十七日
畜業試驗場	年七月二十八日
農產加工所	年七月二十九日
繭檢定所	年七月三十日

監査公告

昭和二十七年度にかかる經營傳習農場外六箇所定期監査の結果

昭和28年9月16日 火曜日 鳥取県公報

昭和28年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外)

英 文 タイプライター
 東和タイブライター山陰代理店
 計算器・玉屋測量器
 販賣修理修

有限会社
雜賀タイブライター商會

米子タイピースト学院

米子市道笑町二丁目一八番地

電話(米子)一〇二二二番

雜賀之報

◇監査公告
 昭和二十七年度にかかる經營傳習農場外
 六箇所定期監査の結果

自

次

監査公告

監査執行箇所	執行年月日
經營傳習農場	昭和二十八年五月二十日
種畜場	年五月二十二日
農業試驗場	年七月十五日
蚕業試驗場	年七月二十七日
農產加工所	年七月二十八日
繩檢定所	年七月二十九日
	年七月三十日

監査概況
 経営傳習農場
 昭和二十八年五月二十日監査
 監査委員 岸本政嘉

同 木南貞治

監査公告第九十九号
 地方自治法第百九十九条第三項の規定に基き昭和二十七
 年度にかかる左記各處の定期監査を執行したのでその結
 果を次のとおり公表する。

昭和二十八年九月十六日

鳥取県監査委員 岸本政嘉
 同 加藤定治
 角田健太郎

一本場は昭和四年山陰国民高等学校として農村中堅人
 物養成の目的をもつて発足以来四回名称が変つたがそ
 れぞれ時代の要請に応じ昭和二十四年農業改良助長法
 に基く施設として再発足し現在に至つては終局的
 な目的は農村中堅人物の養成にあり基本方針理念は從

00787

00786

來と同様であるが能率的農法の発達、農業生産力の増大、農民生活の改善向上を目的とする法律の趣旨に即する教育実習を行なうため場長以下職員は真剣に努力しているものと認めたが本場の実情を見ると、種々研究を要する問題を包藏しているようである。即ち傳習生の年令的考察、従来の精神教育偏重のは正と最近における物質中心主義傾向との調節、營農科学化の教育と本場諸施設との関係、職員組織の検討、農場經營基盤の安定化等については本場及び県当局は慎重に考究し一層の効果を挙げるよう配意努力が肝要である。

二 本場の傳習生は本年度四〇名(監査時現在二九名)でありその出身地別の状況は左表の通りであるが本場に対する農家の認識がなお充分でないと入所資格が新制中学卒となつてゐるため高校進学を望む者が多いので特定の地方に偏在するではないかと思はれる。農業高等学校卒業者又は農業に従事している同程度の年令の農村青年を入所させること(研究生を設けること)も一策である。)により一層成果を期し得られるものである。

四 農場の經營管理については注意を払い計画的に処理しているようであるが粗収益の記録のみに止り農場経営上の考察ができるような資料が纏まつていないので教育に活用することが肝要である。本場所管の農場は典型的な大山系火山灰土であつて酸性が強いようであるが特に水田は渴水田であり地方の增强保持に並々ならぬものがあると察する。酸性矯正を徹底的に行なうとともに肥廐肥の増産対策を樹立すべきではなからうか。(堆肥の管理は良好)このためには農業試験場の協力を得て飼料作物、綠肥作物の増産改良をはかることも一策と考えるので、善処を望む。

五 本場の金肥購入状況は次表の通りであり消耗品費支

肥料購入状況(附生石灰)						
種別	四月			七月		
	六月	九月	十二月	一月	三月	計
硫酸安	五五	一	一	一	一	備考
硫酸	一〇	一	一	一	一	
石灰	一	一	一	一	一	
過磷酸石灰	四九	二五	一五	四	九三	
熔性磷肥	一	五	一	一	五	
硫化加里	二三	一〇	一	一	三三	分俵二貫
塩化加里	一	一	一	一	一	
石 灰	八	三〇	一	六	四四	

六 農場生産物の処理状況を見ると水稻その他主穀は場用の種子に転用した記録がないが地元村農業協同組合

と思うので今後本場充実發展のためこの点も研究されたい。

出身地	在場生	卒業生	合計
鳥取市	一	一一	一二
岩美郡	一	二三	二三
八頭郡	一二	五八	七〇
氣高郡	一	三〇	三〇
東伯郡	六	一六五	一七一
西伯郡	七	九六	一〇三
日野郡	三	八八	九一
米子市	一	一	一
県外	一	二	三
計	二九	四七三	五〇二

尤も昭和二十八年度より農村青年を対象として短期講習を実施して(一回一〇〇名宛六回)いるのは当然を得た措置である。

三 本場の者等特に建物は老朽しており改築補修を望したところあるが本場及び篤農家団体の熱意によ

来と同様であるが能率的農法の発達、農業生産力の増大、農民生活の改善向上を目的とする法律の趣旨に即する教育実習を行うため場長以下職員は真剣に努力しているものと認めたが本場の実情を見ると、種々研究を要する問題を包藏しているようである。即ち傳習生の年令的考察、従来の精神教育偏重のは正と最近における物質中心主義傾向との調節、營農科学化の教育と本場諸施設との関係、職員組織の検討、農場經營基盤の安定化等については本場及び県当局は慎重に考究し一層の効果を挙げるよう配意努力が肝要である。

二 本場の傳習生は本年度四〇名(監査時現在二九名)でありその出身地別の状況は左表の通りであるが本場に対する農家の認識がなお充分でないのと入所資格が新制中学卒となつてゐるため高校進学を望む者が多いので特定の地方に偏在するではないかと思はれる。農業高等学校卒業者又は農業に従事している同程度の年令の農村青年を人所させること(研究生を設けること)による効果を期し得られるもの

一 本場の諸施設特に建物は老朽しており改築補修を要するものと認めたが、本場及び雑農家団体の熱意によりも昭和二十八年度より農村青年を対象として短期講習を実施して(一回一〇〇名宛六回)いるのは当を得た措置である。

三 本場の諸施設特に建物は老朽しており改築補修を要したところであるが本場及び雑農家団体の熱意によるとより財務当局においても適期令達を考究すべきものと認む。

四 農場の經營管理については注意を払い計画的に処理しているようであるが粗収益の記録のみに止り農場經營上の考察ができるような資料が纏まつてないので教育に活用することが肝要である。本場所管の農場は典型的な大山系火山灰土であつて酸性が強いようであるが特に水田は渴水田であり地方の增强保持に並々ならぬものがあると察する。酸性矯正を徹底的に行うとともに肥廐肥の増産対策を樹立すべきではなからうか。(堆廐肥の管理は良好)このためには農業試験場の協力を得て飼料作物、綠肥作物の増産改良をはかることも一策と考えるので、善処を望む。

五 本場の金肥購入状況は次表の通りであり消耗品費支出額五八一、一五八円中二四九、〇三五円を占めてい

と思うので今後本場充実、発展のためこの点も研究されたい。

出身地	在場生	卒業生	合計
鳥取市	一	一一	一一
岩美郡	一	一二三	一二三
八頭郡	一二	五六	七〇
氣高郡	一	三〇	三〇
東伯郡	六	一六五	一七一
西伯郡	七	九六	一〇三
日野郡	三	八八	九一
米子市	一	一	一
県外	一	二	三
計	二九	四七三	五〇二

六 農場生産物の處理状況を見ると水稻その他主穀は場用の種子に転用した記録がないが地元村農業協同組合

00789

00788*

に対し種子として販売しており品種更新のために他より購入した記録がないので自給したものと推察されるが一層明確且つ計画的に記録整理されたい。

七 農機具は全般的に旧式且つ非能率的なものが多い。倉庫の整理は比較的良好であつたが使用不能のものを展示していると思はれる程慘めな実情であるので県当局は予算措置を講じて漸次整備充実するよう格別の配意を望む。

八 職員組織に対する当局の配意が充分でなく県下の各出先機関に比しても事業分量に対しても人員過少の感がある。関係職員は誠実に努力しているようではあるが例えは事務吏員が県出納員の事務を行い教鞭をとり更に農産物、肥料等の運搬(オート三輪車)運転作業に従事する等の実情に対し人事当局は補助職員の増員その他何等かの措置対策をなすべきである。

九 傷習生の給食は保健上計画性をもつて実施すべきであつて收護物により無計画に賄うことは適当でない。生徒を四〇名収容している本場には少くとも一名の營

養士を配置し献立表を作成しカロリー計算その他食生活の改善科学化に関心を払うべきである。

一〇 事務の処理について次の点留意されたい。

(1) 生産物の場内処理に当り(特に廃物)処理専門でいるが処分後の処理状況が明確を欠くので今後明確を期すること。

(2) 産卵簿の記載要領を検討すること。生産物処理に当りては出納員に引継をなした後売却すべきであるのに引継をせず売却しているのは適当でない。

(3) 歳出予算令達遲延のため收支相殺しているものがあつたが厳正を期すること。

(4) 支払証憑書に債主氏名を代筆しているものがあつたが今後署名は自筆させること。

水産試験場 昭和二十八年五月二十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 前 田 玄 一

木 南 貞 治

監査概況

一 当場は本場及び境分場並びに大山増殖場の諸施設と

試験船四隻により漁撈、養殖及び製造の試験研究と淡水魚の増殖事業を行つているが從来に比し運営状況は

好転しているものと認めた。即ち本場の業務が民間と遊離する傾向にあつたのを根本的に検討是正し県下漁業組合長その他関係者の希望意見等を聽取して当場の

運営に民意を反意させ県下漁民の福利増進に直結する

試験研究に重点を指向しつゝあることは適切な措置である。

本年度沿岸漁法の講習を県下四ヶ所で行い漁民が本場を活用する機会が多くなつて來たこともその現

れであろう。

二 漁場の調査は本年度特に「いわし」の回游調査を漁期前に実施しているが從来試験船のみの漁況を把握する程度で全般の状況把握が不十分であつたので県下各漁業協同組合の協力を得て各漁船の日々の漁況の電話連絡を受け漁場図を作成してその状況を沿岸に通知していることは効果的と認める。

三 未開発漁場調査は水産県である本県にとつては最も重要な事業であり漁場の開拓は本県水産業の進展のためゆるがせにできない問題であるので今後共一層の努力を望む。なお対島暖流開拓調査をなし有望なる結果を得ているが未だ充分に開拓するまでには至つていないので潮流関係漁具漁法の試験調査をなし新漁場企業化試験に格段の努力を要望する。

四 水産製品製造試験は從来委託試験を行つて來たが生産收入を挙げるための名目的な事業に過ぎず何等見るべき成果が認められない。而も本県の水産加工の重点に関する認識が疑われ事業運営が拙劣のためか收入確保も低調であり実質的に欠損を生じている実情であった。しかしながら最近はこれらの事業を中止し凍製品と塩干魚に重点をおいて試験計画を樹ててゐるので水産製品の市況、流通状況等も充分調査把握し切角努力を望みたい。尚加工施設については当初計画からする

と約二〇%程度であります生産收入をあげんとしても約五〇%程度の施設しか整備されていないので過大な

00791

予算見積をすることは適当でないで予算編成に当りて一層慎重を期すべきである。

五 淡水魚の増殖事業の一環として魚苗(琵琶湖産鮎九万尾、浜名湖産鰻九万五千尾、大阪府産ゲンゴロウ鮒一萬六千八百尾)を千代川、天神川、日野川及び東郷池、湖山池に放流するとともに民間事業として放流幹旋(鮎三五六、〇〇〇尾、鰻三〇〇貫、鯉六四二、九〇〇尾)しているが内水面漁獲高の約三割近くが本事業によるものと推定されるようであり事業の拡張を考慮すべきであるが本年度は県財政事情により事業を抑制している実情である。

六 試験船大山号新造に伴い今後漁撈試験による漁獲高の増が予想されるが生産物処理の適正化に一層留意を望む。生産物処理は県出納員が行うことになっているため特に本船等の場合には把握の困難性が認められるので船長に分任出納員を命ずる等の措置も考慮すべきである。例えば漁撈日誌においても漁獲物の記入洩れ及び一万貫漁獲した場合は電報にて速報せしめているが

監査概況

一 当場は創立以来五十年を経過し其の間家畜禽の改良、繁殖、配布並びに試験、研究、技術指導等本県事業界に寄与した功績は大であり内容も漸次整備されておりなお当場附属の有畜營農指導所、畜産加工所、孵卵場と共に業務の推進に努力しているものと認めた。しかし個々の事業執行については種々の陥路があり改善をする事項もあるので今後一層の考究配意と盡力を望む。

二 当場の收入予算額は総事業費の八割六分を占めている現状は場の運営を必然的に企業化し收入に汲々とせざるを得ない現状である。従つて業務遂行上の難点となつてゐるようである。当場本来の使命を達成するためには歳入予算を再検討し試験研究指導に努めることが必要と認め当局の考慮を要する。

三 有畜營農の趣旨徹底と高冷地に於ける畜産技術の指

導を目的とする当場附属官農指導所は昭和二十年十一月上中山村に設立年々練習生二十名を養成の傍ら各種試験研究を行つてゐるが交通不便に加えて併舍並びに宿舎は旧県立訓練場そのままを使用しており施設々備は不完全で到底設立の趣旨に沿つた優秀なる農村中堅青年の養成は不可能ではないかと思考された。折角設置された機関であり諸施設を充実し有畜營農を実地に体験した優秀な青少年の指導教育について留意すべきである。

四 温泉熱利用による浜村畜産加工所は育雛、羊毛加工、製糸委託加工を行つてゐるが前述の如く企業的運営に陥り試験研究の成果は啓蒙されていない。又一部地域的に利用される程度であり育雛販売が主となり他は不振である。二十八年度より簡易屠場を設置し肉加工を研究するようあるが研究指導機関としての本旨を忘却することのないよう格段の配意と運営が肝要である。

五 初永年の懸案である当場敷地(国有地にして營林署が管轄)の買収については財務当局の理解により漸

予算見積をすることは適当でないで予算編成に当りて一層慎重を期すべきである。

五 淡水魚の増殖事業の一環として魚苗(琵琶湖産鮎九万尾、浜名湖産鰻九万五千尾、大阪府産ゲンゴロウ鮒一萬六千八百尾)を千代川、天神川、日野川及び東郷池、湖山池に放流するとともに民間事業として放流幹旋(鮎三五六、〇〇〇尾、鰻三〇〇貫、鯉六四二、九〇〇尾)しているが内水面漁獲高の約三割近くが本事業によるものと推定されるようであり事業の拡張を考慮すべきであるが本年度は県財政事情により事業を抑制している実情である。

六 試験船大山号新造に伴い今後漁撈試験による漁獲高の増が予想されるが生産物処理の適正化に一層留意を望む。生産物処理は県出納員が行うことになっているため特に本船等の場合には把握の困難性が認められるので船長に分任出納員を命ずる等の措置も考慮すべきである。例えば漁撈日誌においても漁獲物の記入洩れ及び一万貫漁獲した場合は電報にて速報せしめているが

なんら確認する事も出来ない事態にあるので引継売却の明確化に留意が肝要と認める。

七 会計経理その他事務の処理状況は概ね良好であつたが次の点特に留意されたい。

- 1 生産物売扱代予算額一、九〇〇、三〇〇円に対し調定收入四六四、〇七一円で予算額に対する收入額の差は一、二三六、二二九円であり理由は自然減收になつてゐるもこれが主なる原因是虹鱗の単価が二十六年度より半額以下に低下したことであり当然予算更正をなすべきである。
- 2 虹鱗を大阪市北区芝田町上原明に一〇、二〇〇円で売却しているが不渡小切手となつてゐるので極力督促し徵收すべきである。
- 3 重油の出納を記帳すべきである。例えば繰越量及び購入料一四、〇五〇立使用量四、五八七立残量九、四六三立であるが帳簿残量一二、一五五立差引二、六九二立不足しているので調査し整理を要す。

く昭和二十七年度に於て予算(五二、〇〇〇円)の議決を見ながら管林署との折衝が中途で挫折し纏まらず不実行に終りやむなく二十八年度再交渉すべく準備しているようだが当場敷地を県有にすることは今後の事業推進上影響するところ大であり当局は強力に買収実現に努力すべきである。

六 当場創立五十周年記念事業の一つとして後援会からの寄附(六十万円相当額の現物寄附)と県費九十萬円を以て畜産研修会館を建設し県下農民に対し畜産技術の指導訓練を実施することになつてゐるがその寄附手続及び登記に当つては遺漏なく処理されたい。

七 防火対策については毎年監査に指摘要望しているが改善されず遺憾である。当場は高台にあるため水利の便悪く出火に際しては防火の術もない現状であるが火災予防については特に留意すべきである。なお各建物が点在しているので夜間に於ける巡視の厳格を期せられたい。

八 当場の収納事務を処理するため遠隔地にある有畜營

農指導所、温泉利用畜産加工所に夫々分任出納員を任命しているが主任出納員に対する復命引継が不十分であり事務処理が複雑化している。事務処理の適正簡素化を図ると共に引継を早期に而かも明確に実施されたい。

九 出納經理は適正と認めたが一般事務の処理で次の点考究留意を望む。

(1) 米子孵卵場で孵卵した初生雛は赤崎畜産組合に一括売却しその中より当場飼育の初生雛を購入しているが妥当でない。

(2) 物品出納簿の記帳に不明確なものがあつたので留意されたい。

(3) 家畜台帳に記帳洩れが(乳牛)があつた。

(4) 和牛乳の生産記錄が十月以降省略されていたが継続記帳すべきである。

(5) 浜村加工所に於ける羊毛、製糸委託加工の收入処理中調定を現物交付の場合にしているが年度末には未交付のものも調定していた。何れにしても調定時

期について研究されたい。

農業試験場

昭和二十八年七月二十七日監査

監査概況

同 木 南 貞 治
監査委員 加藤 定 治

置部(一)、係(七)を速やかに設置し一般農家に繋がる試験研究機関として十分な業績を挙げるよう格段の配意を切望する。

一 当場は農業改良事業の一環として優良品種の改良並びに選択、病虫害防除と発生予察、土壤肥料と低位生産改良、營農技術の普及指導、適地適作換金作物の試験を始め二十七年度新しく柿試験地を創設し総合的農業技術の改善に努め本県農業振興のため漸次業績を挙げつつあるものと認めた。

二 中央よりの農業試験場整備方針により一昨年一月より農業試験場を農業試験場に改称し組織的にも農産部、農業經營部、畜産部及び総務部を設け綜合試験場として再出発したのであるが畜産部は全然設置されず各部にも係の未設置のものがありただ名称変更に終つた憾がある。折角県規則で設置することとなつておらず未設

四 試験研究も民意を反映し農民の試験場たらしめるべ

農指導所、温泉利用畜産加工所に夫々分任出納員を任命しているが主任出納員に対する復命引継が不十分であり事務処理が複雑化している。事務処理の適正簡素化を図ると共に引継を早期に而かも明確に実施されたい。

九 出納經理は適正と認めたが一般事務の処理で次の点考究留意を望む。

(1) 米子孵卵場で孵卵した初生雛は赤崎畜産組合に一括売却しその中より当場飼育の初生雛を購入しているが妥当でない。

(2) 物品出納簿の記帳に不明確なものがあつたので留意されたい。

(3) 家畜台帳に記帳洩れが(乳牛)があつた。

(4) 和牛乳の生産記錄が十月以降省略されていたが継続記帳すべきである。

(5) 浜村加工所に於ける羊毛、製糸委託加工の收入処理中調定を現物交付の場合にしているが年度末には未交付のものも調定していた。何れにしても調定時

00795

く心掛けることは既述の通りであるが試験研究結果を農業団体、普及員とともに検討研究し毎月パンフレットの配付と年一回発表会を開催していることは結構であるが折角の試験研究結果を普及指導に活用するよう一層努力されたい。

五 予算令達は四半期毎按分して令達されているが各期とも期前に令達がなければ予算に伴なう計画実行ができない。特に当場は季節に従つて作付け及び試験を行はない。各試験地に対する予算内示に影響するので既定予算は状況に即応し早期令達する必要が認められる。

六 事務執行及び經理事務手続については改善が加えられ努力の跡が窺がわれたが尙次の点検討是正されたい。

(1) 分析手数料の調定収入事務で口頭で分析依頼を受け成績書と引替えに徵收し始めて調定しているが分析依頼は文書を徵すべきであり又依頼と同時に徵收するが事務を簡便正確にし得るものと思はれる。

(2) 津ノ井分場より生産する梨を出荷販売する際これが販売手数料を代金より差引き調定収入しているが

(3) 手数料は別途に計上支出すべきである。
梨の販売価格で同一品質規格の価格が不統一に算出されていた価格の算出には特に留意されたい。

蚕業試験場 昭和二十八年七月二十八日監査

監査委員 岸本政嘉 同 角田健太郎

監査概況

一 本場は蚕品种の改良、蚕病の防除、桑園及び桑葉の改善並びに養蚕技術と經營の合理化等蚕業全般に対する試験研究を行うことが本來の業務であるが試験結果の普及活用を期するため蚕業技術指導所その他関係機関と連絡協議し隨時資料を提供するほか機関紙の発行、新聞、ラジオ等による広報活動を行つている。なお蚕種製造業者に対する原蚕種製造配布の事業と併設の蚕業技術員養成所の管理運営にも当つてるので事務分量は極めて多いが全般的に見て順調に業務を遂行しているものと認める。然しながら所長以下十四名の職員

春蚕期	蠶量	桑生産状況			備考
		上 糞	中 糞	下 糞	
春	二四〇糞	一 貫	一 貫	一 貫	
夏	二四〇糞	五 合	五 合	五 合	
秋	一 貫	一 貫	一 貫	一 貫	
冬	一 貫	一 貫	一 貫	一 貫	
計	延 七 五 反 六	七 〇 五 六 貫			
春蚕期	面積 利用	桑葉收穫狀況			
初秋蚕期	二四反〇	三、四六五貫	備	考	
晚秋蚕期	二五、八	一、六四〇	改植八反二 畝步		
	二五、八	一、九六〇			
計	延 七 五 反 六	七 〇 五 六 貫			

初春蚕期	三	五、五〇	一、五〇	八、二
晚秋蚕期	二	四、九〇	一、四〇	六、〇
計	全	三三、五三	一五、四〇	二、五〇
	勿	四、九七	一、四九	八、一〇

三、蚕品种の試験は農林大臣の指定した蚕品种の中二十種育成し本県の地勢気象に適応する品种の育成固定に努力し継続しているが過去数年来新品種の育成固定に努力した結果春蚕用、夏秋蚕用の二品种につき成果を得昭和二十八年度関西地区共通試験に提供する段階に達したこととは本県蚕業振興のため洵に結構であり今後国の共通試験を経て農林大臣の指定品种とされることが期待されるので今後一層研究に努力されたい。

四、桑園の復興とともに桑葉質の改善は本県蚕業振興の基礎要件であるが桑に関する試験についても努力していくものと認めた。即ち品种、肥培管理、気象の影響、病害虫試験等を総合的に行い特に石灰施用の桑葉質及び蚕作に及ぼす影響試験は三ヵ年の歳月を費して一応

の結論を得たようであり本年度は尿素の施用及び桑園の地力指数に關する試験に着手している。而して地力指数については従来觀念的であつたのでこれを科学的に究明し肥料要素の桑葉に対する影響を試験し蚕作の安定向上をはからんとするものであり県下十箇所に委託試験地を設けて実施(委託料一箇所五千円)しているが委託試験の成績の確実な把握に一層留意が肝要と認める。

五、蠶蛆の防除対策として昭和二十六年度に引き赤黽菌を培養し無償配布していることは適策であるが予算僅少のため集繭場に重点的に配布する程度で養蚕家庭に普及せず万全を期し難いようであるので駆除の徹底強化について当局の積極的配意指導が肝要と認める。

六、蚕業技術員養成所は予科(入所資格中卒)、本科(入所資格予科及び高卒)とも定員五〇名宛であるが在籍数は予科一二名、本科一五名に過ぎない。これは卒業後の就職斡旋が困難なため募集制限をしている結果であつて根本的に検討すべきではないかと考える。将來農村中堅青年の科学技術智識の水準を向上させる観点からも適当と認め難い。特に蚕業について実際教育を行なう本所として就職指導のみに汲々とすることなく蚕業振興の大乗的見地から慎重に考慮し措置すべきである。

七、蚕業技術員養成所の学友会で乳牛を購入飼育し蚕さ

の飼料化試験を自主的に行なっているが本場の公的な試験研究に移行することも考慮すべきである。桑園に

対する有機質肥料は主として厩肥に依存している状況であるので本場の附帶事業として有畜養蚕經營の面から拡充強化することが効果的と考えるので研究されたい。

八、經理その他事務の処理について次の点留意改善され

- (1) 支払通知書発行に当つて出納員の所管であるにも拘わらず他職員の認印で支払通知書を発行している事例があるが留意すべきである。
- (2) 財産収入家屋貸付料の中技術職員に貸与しているが四月より九月迄の分を九月二十二日に調定している。月々認定を実施し收入を図るべきである。
- (3) 蚕業試験場費消耗品費より三百八十四円光熱水費に流用しながら六月に不用額を生じているのは適当でない。
- (4) 土地建物等県有財産の管理、台帳の整理が完全でないので整備すること。借用地の貸借契約は單年契約であつたのを自動的に一箇年延長するよう契約更新したことは結構であるが借料支出に当り公有地か私有地か不明な処理をしているものがあつたので

醋酸	三瓶	四、六四〇
ズルチン	二五〇g	二・四五
サツカリン	五〇〇g	五〇
甘草エキス	二缶	一七、五〇
ソース原料	三石	四、六〇

四 以上が当所の試験研究と加工状況であるがその結果は相当な成果を挙げてゐるので結構である。しかし成果を如何にして農村に対し工業化して行くかに問題がある。これに關し所長は視察、照会等なし普及指導に努力しているが何れの加工にしても相当の施設を要し組合にしても財政現状からすれば広く実質化迄にはなお相当困難があるものと思料する。今後一層これが指導と援助を望む。

五 当所の施設は前年に比し拡充強化される程度試験研究に支障なき程度になつたものと思考するが經濟の不安定により価格低落し製品コスト販売価格で採算が取れず今後製品の歩留向上、單価の引下げ品質の改善

が緊要事である。これが打開策を強力に推進させるためには更に工場の拡張、乾燥機、トマトニシヤーの設置、でん粉機械の改善等整備改革が必要と認める。六 当所二十七年度事業経費九二八、六六〇円の中、これが財源として生産收入七一九、九〇〇円見込んでいるのでこれが率は七八%に當り試験研究機関として過重の嫌がある。ために当所は製造販売を主とし試験研究結果の普及指導は一義的傾向が強い。県財政上やむを得ぬとしても現況は充分検討する余地があるものと思考する。

七 出納經理は適正と認めたが一般事務の処理で次の点考究留意を望む。

(1) 出納員は生産物の総量を把握するよう心掛けるべきである。即ち試験研究、加工材料に消費する生産物(でん粉糖、蘿瓶詰)の引継がしてなく又一部製品のまま在庫となつてゐる

(2) 試験供用、加工材料のため払出す生産物は口頭連絡のみで處理しているが目的、種類、數料等の比較した稟伺により執行すべきである。

(3) 原材料の中長期間使用する砂糖、空缶、色粉その他を多量に一括払出しているが適量勘案し支出するが適當と認めた。

蘭検定所 昭和二十八年七月三十日監査

監査委員 岸本政嘉

同 加藤定治

同 角田健太郎

監査概況

一 当所は蘭の検定及び鑑定が主要業務であるが、労力

の配分、施設の完全利用並びに従業員の研修を兼ねて年三回の検定期間外の空閑期を研修期とし織糸事業を行ひ更に委託織糸試験を実施している。業務の運営状況、事業經營の状況は前前に引き順調であり特に最近は生糸市場の活潑化に伴い昨年末以来制限価格限度の高価(百斤当たり二四〇、〇〇〇円)で生糸を販売している状況であつて(平均販売価格二二九、〇八八円)而して当所の收支予算執行状況は次表に示すように僅か六名の職員の人員費を除いては殆んど独立採算によつており、生産物收入が最も主要な財源であるが中でも研修期の織糸成績如何がこれを左右する実情であるので従業員の確保及び技能の習熟向上に格別留意が肝要と認める。

二 本年度の輸検定件数は四七四件で前年の四四九件に比し二五件増加しているが、荷口別の内訳を見ると大量荷口が著しく増加している。これは本県の産業量が年々増加しつつあることを示すものであつて、輸取引の公正を期するため当所の検定業務は一層慎重な処理が最も肝要であるにも拘らず、繩糸、揚返、仕上、検量、検査等検定の現業に従事する職員は昭和二十五年度以来定数外職員に切替えられ、更に本年四月人事委員会規則に基いてすべて臨時の任用職員に任命替されることになつたため、永年勤続の熟練者が一齊に退職する結果を招き(十名退職)現業職員の身分安定についての実情であった。機械更新後の人的配意を考慮して必要人員を速かに定数内外職員に復活するよう人事当局の措置を望む。

歳入歳出差引不足額一、四六一、六一〇円県費補充

(職員六名分人件費一、二九九、〇六八円その他一六三、五四二円)

二 本件に限らず県職員定数を減することのみ考えて表面上の形式を整えることは厳に戒めるべきことであり、特に業務内容を十分調査せずして人事組織等基本的事項を処理することは最も危険につき県当局の再考を促すとともに県議会の関心を促したい。

三 研修期の繩糸用購入量については管内製糸業者と協定し本年度八千六百十六貫余購入しているが生糸受領の際荷口の区分を明らかに表示していないものがあつたので明確を期すべきである。また受渡工場における乾糸検量に当りては乾糸歩合検定供用糸抽出量その他の所要の事項を詳細に筆記し発送の際正式な送状(発送傳票)とともに出納員に引継く等検收事務の正確化に留意が望ましい。従来幸いにして購入の事故がなかつたため兎角等閑視されているものと見受けれるが入荷状況を把握するためにも実行すべきである。

区 分	予 算 額	收 入 济 額	增	減
手 品 売 払 代	一、三九、八九四	一、三六、三九四	△ 一、六〇四円	
恩 給 納 付 金	一、九一〇、九九	一、九四三、二四六	△ 三七七円	
計	一〇、四〇、八六	一〇、四三、一五	△ 一、六九九	
(歳出)				
区 分	予 算 額	支 出 济 額	増	減
県 職 員 費	一、三九、〇六四	一、三九、〇六四		
蚕 業 費	一〇、六六、六六	一〇、六六、六六		
人 件 費	三、七三〇、六三	三、七三〇、六三		
そ の 他	一六、九三七、七三	一六、九三七、七三		
計	二一、九七七、六四	二一、九七七、六四		

四 生糸の大口販売に当つては所長と神戸市所在生糸卸問屋蝶理株式会社との間に委託契約を締結し生糸格付検査及び輸出検査等一切の手続き及び売却方法、価格等の事項を取決めているが売却後における代金決済期

日に關する契約条項が欠けていたため売却後二十数日を経過して代金を納付している状況であつたので現地において指摘注意したのであるが最近期日及び延滞金の条項を加え兩者の間に契約更新したようであり結構である。しかしながら本年度六九俵販売しており年々一千円以上の取引をしているので県財政の上から見てもまた経理上の面から見ても事前に措置すべきである。

五

本場施設中欠くことのできないボイラ室の煙突は危険状態にあり火災防止及び能率上対策が望まれていたが本年度土木部に委託して改築したことは洵に結構である。また従来未設置であつた圧力ゲージを附設したことも摘要と認める。然しながら工事施工は必ずしも良好といえない。(煙突工事)特に多条式繰糸機械

新設計画に伴い基礎工事は極めて粗漏であり手直しを要するものと認めたので将来この種永久構造物の築造工事の施工には最も厳正な監督をなすよう県当局の注意を喚起したい。

六 事務の処理について次の点留意されたい。

- (1) 現業事務は系統的に正確に処理しているものと認めたが原料、半製品、粗生産物、製品及び副産物等の生産出納整理簿台帳等(傳票を除く)は常時ペン書とし、年度末に誤謬を訂正して一時に清書することは改めるべきである。
- (2) 庶務雜件綴に会計関係書類があり統一した整理保存が望ましい。

- (3) 倉庫(元大阪造兵廠米子工場)五五坪を契約の上借用しているが借料三、一一八円の支出がしてない。
- (4) 窯構築用の原材料(耐火レンガ)購入時期と職工賃金支払時期に不合理なものがあつた。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

行 島 取 県 島 取 市 東 町
印 刷 所 県 島 取 市 東 町
刷 所 県 島 取 市 東 町